第149期
定時株主総会
招集ご通知

平成26年４月１日～平成27年３月31日

日　時	平成27年６月26日（金曜日）午前10時
場　所	名古屋市熱田区六野一丁目３番16号 当社本館１階ホール （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面およびインターネットによる議決権行使期限
平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分まで

日本碍子株式会社
（証券コード　5333）

目次

(証券コード　5333)
平成27年６月４日

株　主　各　位

名古屋市瑞穂区須田町２番56号
日本碍子株式会社
取締役社長　大　島　　卓

第149期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第149期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

[書面による議決権の行使]
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使]
　３頁から４頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分までに賛否をご入力ください。

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　名古屋市熱田区六野一丁目３番16号
当社本館１階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3．目 的 事 項

報 告 事 項　1．第149期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第149期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役12名選任の件

第３号議案　監査役３名選任の件

4．議決権の行使に関する事項

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ngk.co.jp/IR/）に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のご案内＞

　インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。インターネットによる議決権行使は、平成27年６月25日（木曜日）午後５時15分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。なお、当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要でございます。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）[※1]から、当社の指定する議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

バーコード読み取り機能付きの携帯電話を利用して、QRコード[※2]を読み取り、議決権行使サイトにアクセスいただくことも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

[※1]「ｉモード」は㈱ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
[※2] QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

（２）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（3） 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

2. インターネットによる議決権行使方法について

（1） 議決権行使サイト（ http://www.evote.jp/ ）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
（2） 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
（3） 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

4. 機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（添付書類）

事業報告 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

　当連結会計年度におけるわが国経済は、円安による輸出環境の改善や株価の上昇などに伴って底堅さが増し、緩やかな回復傾向が続きました。海外では、中国や欧州で一部成長鈍化が見られたものの、米国経済を中心に回復基調が続きました。

　このような状況のもと、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）におきましては、セラミックス事業で米国、中国市場の好調な自動車販売や全世界的な排ガス規制強化などにより、自動車関連製品の需要が堅調に推移しました。エレクトロニクス事業でも、モバイル製品の増加を背景に、半導体製造装置用セラミックス製品の需要が増加しました。更に、平成27年１月５日に連結子会社となったＮＧＫエレクトロデバイス株式会社の第４四半期売上が加わり、増収に寄与しました。電力関連事業においても、電力貯蔵用ＮＡＳ®電池（ナトリウム/硫黄電池）の海外大口案件の出荷があり増収となりました。これらの結果、当連結会計年度における売上高合計は、前期比22.7％増の3,786億65百万円となりました。

　利益面では、労務費の上昇や高水準の設備投資、開発インプットなどで固定費が増加したものの、自動車関連製品や半導体製造装置用セラミックス製品の増収、円安影響等により吸収し、営業利益は前期比39.2％増の615億77百万円、経常利益は同33.3％増の610億68百万円となりました。当期純利益については、「競争法関連損失引当金繰入額」を特別損失として計上しましたが、持分法適用関連会社であるメタウォーター株式会社の株式上場と新株発行に伴う「持分変動利益」を特別利益に計上したほか、営業利益の改善により、前期比53.5％増の415億4百万円の計上となりました。

　部門別の業績は次のとおりであります。

〔電力関連事業部門〕
　当部門の売上高は、728億47百万円と前期に比して23.5％増加いたしました。
　がいしは北米、中近東、東南アジア等の堅調な海外需要に加え、国内電力会社の設備更新による売上増もあり、前期比で増収となりました。ＮＡＳ®電池は海外の大口案件を中心とした出荷により前期比で増収となりました。
　利益面では、売上増やコストダウン等により、部門合計では前期39億円の営業損失から23億51百万円の営業損失に赤字が縮小しました。

〔セラミックス事業部門〕
　当部門の売上高は、2,271億98百万円と前期に比して19.0％増加いたしました。
　自動車関連製品は欧米や中国での乗用車販売、並びに日米のトラック販売が堅調に推移し需要が拡大しました。また欧州や中国での新たな排ガス規制の適用もあり、触媒用セラミックス担体（ハニセラム・大型ハニセラム）やＳｉＣ製ディーゼル・パティキュレート・フィルター、ＮＯｘセンサーの需要が大幅に増加しました。産業機器関連製品は、国内主要客先の設備投資が回復基調にあり、若干の増収となりました。
　営業利益は、自動車関連製品の物量増や円安の影響、コストダウン等により、前期比28.0％増の576億14百万円となりました。

〔エレクトロニクス事業部門〕
　当部門の売上高は、787億59百万円と前期に比して33.7％増加いたしました。
　半導体製造装置用セラミックス製品は、モバイル製品の拡大を背景に需要が増加し前期比で増収となったほか、ベリリウム銅製品も中国・新興国での需要拡大により増収となりました。電子部品では、平成27年１月５日に連結子会社となったＮＧＫエレクトロデバイス株式会社の第4四半期売上が連結対象に加わり、増収に寄与しました。連結子会社の双信電機株式会社におきましても、産業機器向けの需要が堅調で増収となりました。
　営業利益は、主として半導体製造装置用セラミックス事業の増収などにより、前期比102.8％増の62億94百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は、政治経済や通商ルールの変化、エネルギー・環境問題や技術革新など、事業機会が拡大する一方で不確実性が増すと予想されます。

このような状況のもと、当社グループは「世界に通用する真のグローバル企業」を目指して、①既存事業の競争力強化「新・ものづくり構造革新」、②新製品・新規事業の創出「2017 Challenge 30」を重要な経営戦略とし、全社を挙げて取り組んでまいります。

① 既存事業の競争力強化－新・ものづくり構造革新

当社グループは、中長期的な視点で収益性の確保を図ってまいります。各事業の2020年における「ありたい姿」を定め、技術先進性をベースにした製品価値の向上と革新製造プロセスの開発に取り組みます。

自動車関連製品については、各国の排ガス規制強化や自動車販売台数の増加に伴う需要拡大に対応し、高付加価値品を供給するとともに、最新鋭の革新製造ラインを着実に海外展開して高効率な増産体制を構築することで、持続的な成長を目指します。半導体製造装置用セラミックス製品については、モバイル機器の増加を背景に需要が拡大する一方で市場の要求が厳しさを増すため、製品の高性能化と革新的な製法の開発に努め、競争力を高めてまいります。

一方、苦戦の続くがいしや産業機器関連製品などの事業では事業再構築を完遂し、持続的に収益を生み出せる体質への転換を図ります。ＮＡＳ®電池については安全性を最優先し、設計・製造の両面から導入コストを低減させ、継続的な受注獲得と収益性の確保に努めてまいります。

② 新製品・新規事業の創出－2017 Challenge 30

当社グループは、売上高に占める新製品の比率を2017年度に30%まで引き上げる「2017 Challenge 30」を全社目標に掲げ、新製品・新事業の創出に取り組んでおります。ウエハー新製品群の拡充や量産化を着実に進めるほか、コア技術を活かして固体酸化物形燃料電池やチップ型セラミックス二次電池、亜鉛二次電池等の新製品の早期市場投入を進めてまいります。さらに、継続的な新製品創出のため、マーケティングの専任者を配置するほかサンプル試作チームも設置し、事業部門・本社・開発部門が一丸となって的確なニーズの探索活動を推進してまいります。

また、本年１月に、新日鐵住金株式会社よりNGKエレクトロデバイス株式会社（旧社名: 日鉄住金エレクトロデバイス株式会社）の全株式を取得し、セラミックパッケージ事業に参入しました。今後、当社グループの既存の技術とのシナジーを活かして、より一層の成長を目指します。

グローバルビジネス社会の一員として

海外でビジネスを行う機会がますます拡大していくなか、経営の透明性と自律性を高め、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンス体制を一層強化する必要があります。当社は積極的にコーポレートガバナンス・コードの適用を図るほか、全てのグループ構成員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動できるよう環境整備を進めています。

「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」に関して、国際連合が提唱する10原則を支持し「国連グローバル・コンパクト」に参加するなど、国際社会の一員として、事業活動とＣＳＲへの取り組みを通じて、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に貢献していきます。

また、競争法に関連しては、当社グループは過去の競争状況に関する国際的な調査の対象となっており、社外取締役、社外監査役および社外弁護士から成る独立委員会を設置して公正な対応を図ると共に、調査に対し全面的に協力しております。調査の終了までにはまだ時間を要すると考えますが、これまでの調査の進捗に鑑み重要性のある損失が将来発生する可能性が高いと判断し、発生しうる損失を見積もり「競争法関連損失引当金」として計上しております。当社では「競争法遵守規定」や各人の具体的行動に関するガイドラインである「競争法ハンドブック」を活用して様々な教育の場を設け、海外グループ会社の役員・従業員を含めて法令遵守の徹底を図っております。さらに当事業年度においては、競争法遵守体制の確立に責任を負う競争法全社統括責任者を設置し、当該責任者から競争法遵守状況の報告を受けた独立委員会がこれを取締役会に直接報告することとし管理体制を強化しました。

その他の取り組みとして、ＢＣＰ（事業継続計画）を全社的に推進するための組織としてＢＣＰ対策本部を設置しております。グローバルに事業を拡大するなか、製品の安定供給の責任を全うすべく、ＢＣＰを念頭に設備投資を行っており、各種対策の実効性を高めるよう努めております。

更には、グループ全体を世界で戦う企業集団として方向付け、最高のパフォーマンスを発揮していくため、管理部門においても「グローバル経営を支える本社力アップ活動」を推進していきます。一人ひとりが日々レベルアップに努めるほか、柔軟な発想やチャレンジする意欲を持つ多様な人材育成にもグループをあげて注力してまいります。

当社グループは、こうした取り組みを通じて、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、資本効率重視、株主重視の経営を継続してまいります。株主の皆様におかれましては、何卒倍旧のご指導、ご支援を賜りますようお願いいたします。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度において、既存設備の更新のほか、自動車関連事業の生産体制拡充を重点に、総額303億66百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、設備資金に充当することを目的として、金融機関からの長期借入により56億85百万円を調達しました。

(5) 主要な借入先及び借入額 (平成27年３月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	45,231百万円
第一生命保険株式会社	28,000百万円
明治安田生命保険相互会社	27,000百万円
株式会社国際協力銀行	20,308百万円
日本生命保険相互会社	20,000百万円
Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Polska) S.A.	5,212百万円
大阪府信用農業協同組合連合会	3,000百万円
株式会社愛知銀行	3,000百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行を幹事とする、複数の金融機関の協調融資によるものです。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、平成27年１月５日付で新日鐵住金株式会社より、NGKエレクトロデバイス株式会社（旧社名: 日鉄住金エレクトロデバイス株式会社）の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(7) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

区　分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	248,948	252,789	308,671	378,665
営業利益	(百万円)	26,504	20,695	44,252	61,577
経常利益	(百万円)	29,120	22,029	45,819	61,068
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△35,351	11,422	27,045	41,504
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	△108.27	34.98	82.82	127.11
総資産	(百万円)	523,322	563,030	614,219	702,234
純資産	(百万円)	264,381	303,073	344,453	404,001
(参考)					
連結子会社		55社	54社	53社	58社
持分法適用会社		2社	2社	2社	2社

(注) 当連結会計年度の状況につきましては、「1.企業集団の現況に関する事項」の「(1) 事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

(参考)　当社の財産及び損益の状況

区　分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当事業年度)
売上高	(百万円)	158,865	151,547	169,724	208,489
営業利益又は営業損失(△)	(百万円)	△937	△2,910	10,027	24,881
経常利益	(百万円)	16,452	8,151	26,383	36,168
当期純利益又は当期純損失(△)	(百万円)	△44,479	2,479	22,260	17,349
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	△136.22	7.59	68.17	53.13
総資産	(百万円)	456,809	438,409	462,655	489,753
純資産	(百万円)	190,266	189,689	214,848	236,482

(注) 当社では、従来、連結子会社への原材料の支給取引に係る収入については、製造原価及び販売運賃を相殺した純額を営業外収益の「有償支給差益」に含めて表示しておりましたが、当事業年度よりそれぞれ売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費として表示する方法に変更したため、平成25年度の財産及び損益の状況については、遡及処理後の数値を記載しております。

(8) 重要な子会社の状況(平成27年３月31日現在)

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
エナジーサポート株式会社	5,197百万円	100.0%	配電機器製品の製造及び販売
NGK CERAMICS USA, INC.(米国)	15百万米ドル	(注)１ 100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK CERAMICS EUROPE S.A.(ベルギー)	158百万ユーロ	100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司(中国)	569百万元	(注)２ 100.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造及び販売並びにディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)の製造
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.(ポーランド)	240百万ポーランドズロチ	(注)１ 95.0%	ディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)、ＮＯｘセンサー、自動車用排ガス浄化用触媒担体の製造
NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.(メキシコ)	116百万米ドル	95.0%	自動車用排ガス浄化用触媒担体並びにディーゼル・パティキュレート・フィルター(ＤＰＦ)の製造
双信電機株式会社	3,806百万円	40.6%	電子工業用部品の製造及び販売
NGKエレクトロデバイス株式会社	3,450百万円	100.0%	半導体用セラミックパッケージ並びにセラミック製電子部品の製造及び販売

(注) １．子会社による間接所有のものです。
　　 ２．間接所有による持分を含む比率です。

(9) 主要な事業内容(平成27年３月31日現在)

部　門	主　要　製　品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用ＮＡＳ®電池（ナトリウム／硫黄電池)
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	ベリリウム銅圧延製品・加工製品、金型製品、電子工業用・半導体製造装置用セラミックス製品

（10）主要な営業所及び工場 (平成27年３月31日現在)

当　社	本　　社	愛知県名古屋市瑞穂区須田町２番56号
	営業拠点	東京本部、大阪支社、札幌営業所、仙台営業所、北陸営業所（富山市）、名古屋営業所、広島営業所、高松営業所、福岡営業所
	生産拠点	名古屋工場、知多工場（愛知県半田市）、小牧工場（愛知県小牧市・春日井市）、石川工場（石川県能美市）
	研究所	研究開発本部（名古屋市）他
子会社	国　　内	生産拠点：エナジーサポート株式会社（愛知県犬山市） 双信電機株式会社（長野県佐久市） NGKエレクトロデバイス株式会社（山口県美祢市）他
	海　　外	営業拠点：NGK-LOCKE, INC.（米国） NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.（米国） NGK ELECTRONICS USA, INC.(米国) NGK EUROPE GmbH（ドイツ）他 生産拠点：NGK CERAMICS USA, INC.（米国） NGK CERAMICS EUROPE S.A.（ベルギー） NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司（中国） NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.(ポーランド) NGK CERAMICS MEXICO, S.DE R.L.DE C.V.(メキシコ)他

（11）従業員の状況 (平成27年３月31日現在)

部　門	就業人員	
電力関連事業	2,419名	(421名)
セラミックス事業	7,941名	(2,249名)
エレクトロニクス事業	4,983名	(486名)
全社（共通）	874名	(34名)
合　計	16,217名	(3,190名)

（注）１．就業人員数の（　）内は、臨時雇用者数で年間の平均人員を外数で記載しております。
２．当社の就業人員は、3,569名です。
３．従業員数が当連結会計年度において、3,007名増加しておりますが、主として、NGKエレクトロデバイス株式会社の全株式を取得し、連結の範囲に含めたためであります。

2．当社の現況に関する事項

（1）株式の状況（平成27年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　735,030,000株
② 発行済株式の総数　327,560,196株（自己株式1,033,304株を含む）
③ 株主数　21,342名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	34,877	10.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	23,689	7.25
第一生命保険株式会社	21,457	6.57
明治安田生命保険相互会社	18,695	5.72
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	14,546	4.45
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,292	3.15
日本生命保険相互会社	4,313	1.32
全国共済農業協同組合連合会	4,309	1.31
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	3,791	1.16
BNPパリバ証券株式会社	3,757	1.15

（注）1．上記持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（1,033,304株）を控除した株数を基準として算出し、小数点第３位以下を切り捨てとしております。
2．当社は、以下のとおり、大量保有報告書等に係る報告を受けておりますが、当社として当事業年度の末日における実質所有株式数の確認ができないため、上表の作成にあたっては下記の報告にかかわらず、株主名簿のうち所有株式数の多い順に10名の株主を抜粋しております。
① 三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社から、平成26年11月20日付けで大量保有報告書に係る変更報告書の写しの提出があり、平成26年11月14日現在でそれぞれ以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
	千株	%
三井住友信託銀行株式会社	15,428	4.71
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	787	0.24
日興アセットマネジメント株式会社	4,125	1.26
計	20,340	6.21

② アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシーから、平成26年12月19日付で大量保有報告書に係る変更報告書の写しの提出があり、平成26年12月15日現在で以下のとおり当社株式を保有している旨の報告を受けております。

氏名又は名称	保有株券等の数	株券等保有割合
	千株	%
アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー (Artisan Investments GP LLC)	20,585	6.28
計	20,585	6.28

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第2-1回新株予約権 (平成18年7月27日)	取締役2名 11個 監査役1名 5個	16,000株	1株当たり 1,506円	1株当たり 1円	平成18年8月12日 ～ 平成48年6月30日	該当せず
第2-2回新株予約権 (平成18年7月27日)	取締役2名 8個	8,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成18年8月12日 ～ 平成48年6月30日	無償発行
第3回新株予約権 (平成19年7月27日) 及び (同年8月10日)	取締役6名 13個 監査役1名 2個	15,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成19年8月31日 ～ 平成49年6月30日	該当せず
第4回新株予約権 (平成20年7月28日)	取締役8名 17個 監査役1名 2個	19,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成20年8月14日 ～ 平成50年6月30日	該当せず
第5回新株予約権 (平成21年7月30日)	取締役8名 17個 監査役1名 2個	19,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成21年8月18日 ～ 平成51年6月30日	該当せず
第6回新株予約権 (平成22年7月29日)	取締役9名 20個 監査役1名 3個	23,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成22年8月17日 ～ 平成52年6月30日	該当せず
第7回新株予約権 (平成23年7月28日)	取締役9名 22個 監査役1名 3個	25,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成23年8月16日 ～ 平成53年6月30日	該当せず
第8回新株予約権 (平成24年7月30日)	取締役9名 22個 監査役1名 3個	25,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成24年8月16日 ～ 平成54年6月30日	該当せず
第9回新株予約権 (平成25年7月31日)	取締役10名 24個 監査役1名 3個	27,000株	払込みを 要しない	1株当たり 1円	平成25年8月17日 ～ 平成55年6月30日	該当せず

名　　称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使することが できる期間	有利な条件の 内容
第10回新株予約権 (平成26年７月31日)	取締役10名 31個	31,000株	払込みを 要しない	１株当たり １円	平成26年８月20日 ～ 平成56年６月30日	該当せず

（注）１．上記取締役には、いずれも社外役員は含まれておりません。

２．新株予約権の主な行使条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して１年が経過した日（以下、本注記において「権利行使開始日」という。）から、同じく６年を経過する日または新株予約権を行使することができる期間の最終日（以下、本注記において「権利行使最終日」という。）のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

前記にかかわらず、権利行使最終日の１年前の応答日（以下、本注記において「応答日」という。）に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、応答日の翌日以降新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権１個当たりの一部行使はできないものとする。

３．新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合であって、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。

② 当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第10回新株予約権
発行決議の日	平成26年７月31日
交付された者の人数及び新株予約権の数	執行役員（取締役兼務執行役員を除く）13名 26個
新株予約権の目的となる普通株式の数	26,000株
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価値	１株当たり１円
新株予約権を行使することができる期間	平成26年８月20日～平成56年６月30日
有利な条件の内容	該当せず

（注）１．新株予約権の主な行使条件
　　　　上記①の（注）２．と同じです。
　　　２．新株予約権の取得事由
　　　　上記①の（注）３．と同じです。

③　その他新株予約権等に関する重要な事項
上記①②以外で、当事業年度の末日に当社の取締役、監査役及び執行役員が有する新株予約権等の内容の概要

名　　称 (発行決議の日)	保有人数及び 新株予約権の数	新株予約権の 目的となる 普通株式の数	新株予約権の 払込金額	新株予約権の 行使に際して 出資される 財産の価格	新株予約権を 行使すること ができる期間	有利な条件の 内容
第１回新株予約権 (平成17年７月27日)	取締役３名17個 監査役１名４個 執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） １名　４個	25,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成17年８月５日 ～ 平成47年６月30日	無償発行
第2-2回新株予約権 (平成18年７月27日)	執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） １名　４個	4,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成18年８月12日 ～ 平成48年６月30日	無償発行
第３回新株予約権 (平成19年７月27日) 及び (同年８月10日)	執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） １名　２個	2,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成19年８月31日 ～ 平成49年６月30日	該当せず
第４回新株予約権 (平成20年７月28日)	執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） １名　２個	2,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成20年８月14日 ～ 平成50年６月30日	該当せず
第５回新株予約権 (平成21年７月30日)	執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） ３名　６個	6,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成21年８月18日 ～ 平成51年６月30日	該当せず
第６回新株予約権 (平成22年７月29日)	執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） ５名　10個	10,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成22年８月17日 ～ 平成52年６月30日	該当せず
第７回新株予約権 (平成23年７月28日)	執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） ７名　14個	14,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成23年８月16日 ～ 平成53年６月30日	該当せず
第８回新株予約権 (平成24年７月30日)	執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） ９名　18個	18,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成24年８月16日 ～ 平成54年６月30日	該当せず
第９回新株予約権 (平成25年７月31日)	執行役員 （取締役兼務執行役員を除く） 11名　22個	22,000株	払込みを 要しない	１株当たり１円	平成25年８月17日 ～ 平成55年６月30日	該当せず

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等

(平成27年３月31日現在)

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役会長		浜本英嗣
代表取締役社長		大島卓
代表取締役専務執行役員	経営企画室・新事業企画室・秘書室・広報室・人事部・総務部所管、東京本部長、グループ会社統括	藤戸宏
取締役専務執行役員	製造技術本部長、環境経営統括部・全社品質統括部所管、設備委員長、全社環境委員長、全社品質委員長	浜中俊行
取締役専務執行役員	研究開発本部長、開発委員長	武内幸久
取締役常務執行役員	財務部・資材部所管、メタウォーター株式会社社外取締役	坂部進
取締役常務執行役員	エレクトロニクス事業本部長、NGKエレクトロデバイス株式会社代表取締役会長	岩崎良平
取締役常務執行役員	セラミックス事業本部長、名古屋事業所長、NGK CERAMICS EUROPE S.A.取締役会長、NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司董事長	蟹江浩嗣
取締役常務執行役員	電力事業本部長	齋藤英明
取締役執行役員	業務監査部・CSR推進室・法務部所管、法務部長、CSR委員長、内部統制委員長	佐治信光
取締役	蒲野綜合法律事務所代表弁護士、株式会社小松製作所社外監査役、住友生命保険相互会社社外取締役	蒲野宏之
取締役	日本商工会議所専務理事、東京商工会議所専務理事、株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役	中村利雄
常勤監査役		水野丈行
常勤監査役		福原道雄
監査役	コナミ株式会社社外監査役、一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事・会長	田中節夫
監査役	株式会社百十四銀行社外監査役、株式会社牧野フライス製作所社外取締役	寺東一郎

（注）１．当事業年度中の取締役及び監査役の異動
① 平成26年６月27日付にて加藤太郎氏、水野丈行氏、吉村亜東司氏は取締役を退任しました（取締役退任時の地位は、加藤太郎氏については代表取締役社長、水野丈行氏については取締役専務執行役員、吉村亜東司氏については取締役常務執行役員でした）。
② 平成26年６月27日付にて大島卓氏、蟹江浩嗣氏、齋藤英明氏、佐治信光氏は新たに取締役に選任され、就任しました。
③ 平成26年６月27日付にて和田洋氏は監査役を辞任しました。
④ 平成26年６月27日付にて水野丈行氏は新たに監査役に選任され、就任しました。
２．当事業年度中の取締役の地位の異動
① 平成26年６月27日付にて浜本英嗣氏の地位は、代表取締役副社長から代表取締役会長に変更となりました。
② 平成26年６月27日付にて武内幸久氏の地位は、取締役常務執行役員から取締役専務執行役員に変更となりました。
３．重要な兼職の状況に係る異動
① 取締役坂部進氏は、平成26年６月30日付にてメタウォーター株式会社社外取締役に就任しました。
② 取締役岩崎良平氏は、平成27年１月５日付にてNGKエレクトロデバイス株式会社代表取締役会長に就任しました。
③ 監査役寺東一郎氏は、平成26年6月27日まで株式会社ニコン顧問を務めておりましたが、同日付にて退任しました。また、同氏は、平成26年6月25日付にて株式会社牧野フライス製作所社外取締役に就任しました。
４．取締役蒲野宏之氏、取締役中村利雄氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、中村利雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
５．監査役田中節夫氏、監査役寺東一郎氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、寺東一郎氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
６．監査役寺東一郎氏は、長年にわたる金融機関等での業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．当社は、株式会社小松製作所及び株式会社ニコンに対してセラミックス製品等を販売しております。また、当事業年度末において、当社には株式会社百十四銀行からの借入れがあります。

8．当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下の13名です。

（平成27年３月31日現在）

地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
常務執行役員	法務部・総務部担当、大阪支社長	宝池隆史
常務執行役員	エレクトロニクス事業本部副本部長、 同本部金属事業部長、知多事業所長	石川修平
執行役員	新事業企画室担当	高橋伸夫
執行役員	資材部担当	大口幸泰
執行役員	環境経営統括部長	横井公二
執行役員	人事部長	山本秀樹
執行役員	セラミックス事業本部技術統括部長、同本部センサ事業部長	倉知寛
執行役員	エレクトロニクス事業本部HPC事業部長	手嶌孝弥
執行役員	セラミックス事業本部営業統括部長、 NGK EUROPE GmbH　取締役社長	松田敦
執行役員	電力事業本部NAS事業部長、小牧事業所長	美馬敏之
執行役員	製造技術本部施設統括部長	丹羽智明
執行役員	研究開発本部副本部長、同本部材料技術センター長	酒井均
執行役員	セラミックス事業本部製造統括部長、 NGK CERAMICS USA,INC. 取締役会長	松田弘人

（注）平成27年４月１日付にて執行役員酒井均氏の担当は、研究開発本部材料技術センター長から同本部SOFCプロジェクトリーダーへと変更となりました。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	15人 （2）	502百万円 (24)
監査役 （うち社外監査役）	5 （2）	79 (20)
計 （うち社外役員）	20 （4）	581 (44)

（注）1．上記報酬等の額には、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬67百万円及び取締役（社外取締役を除く）に対する役員賞与の支給見込額を含めております。
2．上記取締役の支給人数及び報酬等の額には、平成26年６月27日に退任した取締役（社外取締役ではありません）３名及び各人に対する報酬等の額を含んでおります。
3．上記監査役の支給人数及び報酬等の額には、平成26年６月27日に退任した監査役（社外監査役ではありません）１名及び同人に対する報酬等の額を含んでおります。
4．平成19年６月28日開催の株主総会において、取締役の報酬限度額を年額800百万円（うち社外取締役30百万円。但し、株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬は含まない)、取締役(社外取締役を除く）の株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬限度額を年額200百万円、監査役の報酬限度額を年額100百万円と決議いただいております。
5．なお、上記報酬等の額の他に、取締役蒲野宏之氏に対し、独立委員会の委員長職を委託しており、当事業年度における職務遂行に係る対価及び費用は46百万円となっております。また、監査役田中節夫氏に対し、同委員会の委員職を委託しており、当事業年度における職務遂行に係る対価及び費用は25百万円となっております。
6．また、上記報酬等の額の他に、当事業年度において、平成26年６月27日に退任した取締役（社外取締役ではありません）１名に対して退職慰労金40百万円を支給しております。

③　社外役員に関する事項

イ．社外役員の主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
社外取締役	蒲　野　宏　之	当事業年度開催の取締役会13回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験及び専門性を活かして、コンプライアンス体制の強化や経営計画の管理手法等について意見を述べております。
	中　村　利　雄	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、経済産業行政における豊富な経験及び実績を活かして、事業判断の根拠の明確化等について意見を述べております。
社外監査役	田　中　節　夫	当事業年度開催の取締役会13回の全て、監査役会15回の全てに出席し、警察行政における豊富な経験及び実績を活かして、リスク管理体制の強化等について意見を述べております。
	寺　東　一　郎	当事業年度開催の取締役会13回のうち11回、監査役会15回の全てに出席し、株式会社三菱東京UFJ銀行及び株式会社ニコンにおける経営者としての経験及び幅広い見識を活かして、経営全般について意見を述べております。

ロ．責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年６月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役及び社外監査役の責任限定契約の概要)

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

（4）会計監査人に関する事項

①　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

②　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	60百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	135百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額は合計額を記載しております。
２．当社の重要な子会社のうち、在外子会社につきましては当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③　非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「財務デューデリジェンスに係る業務」等の対価を支払っております。

④　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針です。

本事業報告中に記載の金額及び株式数は、次により記載されております。
１．百万円単位の記載金額は、百万円未満切捨てにより表示しております。
２．千株単位の記載株式数は、千株未満切捨てにより表示しております。

3．業務の適正を確保するための体制等

当社は、会社法及び会社法施行規則の改正への対応、競争法遵守体制の強化の反映等のため、平成27年４月20日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等として次のとおり決議しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を構築する。

(1) 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は子会社を包含する企業行動指針（以下、「グループ企業行動指針」という。）を制定し、取締役が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定め、取締役はこれを遵守するものとする。

② 取締役会のほか社長以下の業務執行機関が、内部統制システムの構築及び運用にあたるものとする。内部監査の専門部署として業務監査部を設置し、各部門の業務執行状況の監査を行うほか、ＣＳＲ委員会を設置し、内部統制システムの構築及び維持・向上を図るものとする。また、内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行うものとする。

③ ＣＳＲ委員会の下部組織としてコンプライアンスに関する担当専門分科会（コンプライアンス専門分科会）を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図るものとする。法令・社内規則違反その他グループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとして「ヘルプライン制度」を設置し、ヘルプライン制度運用規定に基づき運営する。

④ 競争法遵守を徹底するため、競争法遵守体制の確立に責任を負う競争法全社統括責任者を設置し、当該責任者から競争法遵守状況の報告を受けた競争法遵守に関する委員会がこれを取締役会に直接報告する管理体制を構築するものとする。競争法違反行為に係る内部通報は、予め指定された外部の弁護士が受理するものとする。当社は、かかる体制を基本として、競争法遵守体制の維持・向上を図るものとする。

⑤ 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じるものとする。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規定等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の実施決裁プロセス並びに戦略会議において、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。

② 法令・倫理・事件・事故、災害、品質、環境、輸出管理、安全衛生に関する全社横断的な重大なリスクに関しては、危機管理基本規定に基づき、日々のリスク管理を関係職制により行うとともに、それぞれＣＳＲ委員会、中央防災対策本部、ＢＣＰ対策本部、全社品質委員会、全社環境委員会、安全保障輸出管理／特定輸出・通関管理委員会、全社安全衛生委員会、競争法遵守に関する委員会を設置し、これを回避・予防するものとする。

(4) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、全社教育審議会、開発委員会、設備委員会、全社品質委員会、全社環境委員会、ＣＳＲ委員会、内部統制委員会を設置し、総合的に審議・調整を行うものとする。

② 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規定・各種決裁手続規定によって、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図るものとする。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は、グループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定めるとともに、コンプライアンス専門分科会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施や「ヘルプライン制度」の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図るものとする。

② 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとする。

③ 業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施し、適切な統制が行われる体制が構築・運営されることを確保するものとする。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(イ) 子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化(経営体制、労務、コンプライアンス等)について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、グループ会社統括事務局である経営企画室に報告するものとし、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくＣＳＲ委員長に報告するものとする。

(ロ) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のＣＳＲ委員会に報告するものとする。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受け、設備投資、資金借入れ、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。

③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。

(ロ) 子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規定を作成させ、これらの規定においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。

④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びその子会社に共通するグループ企業行動指針を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備するものとする。また、子会社への監査役の派遣及び当社の業務監査部による内部監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図るものとする。当社の「ヘルプライン制度」については、子会社の役職員も利用可能とする。但し、上場子会社においては、独自のヘルプライン制度を備えるものとする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する制度を整備するものとする。

(7) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処するものとする。

(8) 当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとする。

(9) 当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行うものとする。

(10) 当社監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制

(イ) 取締役は、上記（1）に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

(ロ) 使用人は、上記（5）に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとし、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。

(ハ) コンプライアンス体制の運用状況、「ヘルプライン制度」の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。

② 子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「役職員」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(イ) 子会社の役職員又は上記（6）①（イ）の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。

(ロ) 当社監査役は、定期的に子会社監査役との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。

(ハ) 子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス専門分科会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。

（11）上記（10）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。

（12）当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置するものとする。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じるものとする。

（13）その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

連結貸借対照表（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
流動資産	**397,160**	**流動負債**	**107,126**
現金及び預金	69,958	支払手形及び買掛金	36,057
受取手形及び売掛金	88,979	短期借入金	4,320
有価証券	98,104	未払金	13,718
たな卸資産	111,498	未払費用	13,664
繰延税金資産	15,254	未払法人税等	3,480
その他	14,587	ＮＡＳ電池安全対策引当金	7,342
貸倒引当金	△1,220	競争法関連損失引当金	9,300
		その他	19,241
固定資産	**305,074**	**固定負債**	**191,106**
有形固定資産	**199,259**	長期借入金	145,537
建物及び構築物	63,621	繰延税金負債	20,043
機械装置及び運搬具	89,258	製品保証引当金	979
工具、器具及び備品	6,120	退職給付に係る負債	20,222
土地	22,261	その他	4,322
建設仮勘定	17,998	**負債合計**	**298,232**
無形固定資産	**4,185**	純資産の部	
ソフトウエア	2,211	**株主資本**	**364,585**
その他	1,974	資本金	69,849
投資その他の資産	**101,629**	資本剰余金	72,099
投資有価証券	78,856	利益剰余金	224,040
繰延税金資産	5,092	自己株式	△1,403
退職給付に係る資産	14,476	**その他の包括利益累計額**	**27,469**
その他	3,366	その他有価証券評価差額金	26,394
貸倒引当金	△162	繰延ヘッジ損益	7
		為替換算調整勘定	7,983
		退職給付に係る調整累計額	△6,915
		新株予約権	**886**
		少数株主持分	**11,060**
		純資産合計	**404,001**
資産合計	**702,234**	**負債・純資産合計**	**702,234**

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書　（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**378,665**
売上原価		**254,386**
売上総利益		**124,278**
販売費及び一般管理費		62,700
営業利益		**61,577**
営業外収益		
受取利息	704	
受取配当金	1,079	
持分法による投資利益	855	
その他	1,393	**4,032**
営業外費用		
支払利息	2,028	
客先補償損失	1,250	
為替差損	91	
その他	1,171	**4,542**
経常利益		**61,068**
特別利益		
固定資産売却益	855	
投資有価証券売却益	750	
持分変動利益	3,526	**5,132**
特別損失		
固定資産処分損	391	
減損損失	117	
競争法関連損失引当金繰入額	9,300	**9,809**
税金等調整前当期純利益		**56,390**
法人税、住民税及び事業税	9,518	
法人税等調整額	4,481	**14,000**
少数株主損益調整前当期純利益		**42,390**
少数株主利益		885
当期純利益		**41,504**

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書　（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日　残高	69,849	72,092	187,733	△1,347	328,328
会計方針の変更による累積的影響額			2,964		2,964
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,849	72,092	190,698	△1,347	331,292
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△8,163		△8,163
当期純利益			41,504		41,504
自己株式の取得				△84	△84
自己株式の処分		7		27	35
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	7	33,341	△56	33,292
平成27年３月31日　残高	69,849	72,099	224,040	△1,403	364,585

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成26年４月１日　残高	17,491	18	△1,189	△11,147	5,174	778	10,172	344,453
会計方針の変更による累積的影響額								2,964
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,491	18	△1,189	△11,147	5,174	778	10,172	347,418
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△8,163
当期純利益								41,504
自己株式の取得								△84
自己株式の処分								35
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	8,902	△11	9,172	4,232	22,295	108	887	23,291
連結会計年度中の変動額合計	8,902	△11	9,172	4,232	22,295	108	887	56,583
平成27年３月31日　残高	26,394	7	7,983	△6,915	27,469	886	11,060	404,001

（注）　記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅰ　連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数：58社

主要な連結子会社の名称

エナジーサポート㈱、NGK CERAMICS USA,INC.、
NGK CERAMICS EUROPE S.A.、NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司、
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O. O.、
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.、
双信電機㈱、NGKエレクトロデバイス㈱

なお、NGKエレクトロデバイス㈱については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、同社の子会社３社と併せ、それぞれ連結の範囲に含めております。
NGK MATERIAL USA,INC. については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱多治見カントリークラブ、エヌジーケイ・スポーツ開発㈱、
エヌジーケイ・ゆうサービス㈱、エヌジーケイ・ロジスティクス㈱

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数：１社

㈱多治見カントリークラブ

持分法適用関連会社の数：１社

メタウォーター㈱

(2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

テクノ・サクセス㈱

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（３月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社10社については３月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準：時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法：

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　15年～50年

機械装置及び運搬具　３年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金
当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② ＮＡＳ電池安全対策引当金
当社は、平成23年９月に当社製造ＮＡＳ®電池において火災が発生したことを受け、ＮＡＳ電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

③ 競争法関連損失引当金
当社は、競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積もり計上しております。

④ 製品保証引当金
当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

② ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建金銭債権債務
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスク、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、一部連結子会社においては為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

③　退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産）に計上しております。

1．退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2．数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
　数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
　なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積り従業員の役務提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

3．小規模企業等における簡便法の採用
　一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(会計方針の変更)
「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率については、従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券の利回りに基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が4,598百万円増加、退職給付に係る負債が717百万円減少、利益剰余金が2,964百万円増加しております。なお、当連結会計年度の損益への影響は軽微であります。

④　消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
なお、控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

⑤　のれんの償却に関する事項
５年間の定額法により償却を行っております。

Ⅱ　連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　393,372百万円

２．保証債務等

(1)保証債務

① 保証債務　35百万円

② 保証予約債務　218百万円

(2)偶発債務

当社グループは、競争状況に関して国際的な調査の対象となっており、調査が継続しております。将来発生しうる損失の、当連結会計年度末における見積額を「競争法関連損失引当金繰入額」として特別損失に計上いたしましたが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。当該調査に関する詳細な情報については、調査に影響を与え当社グループの立場を著しく不利にする可能性があり開示しておりません。

Ⅲ　連結損益計算書に関する注記

１.特別利益

持分変動利益

持分法適用関連会社であるメタウォーター株式会社の公募による新株発行及び自己株式の処分に伴うものであります。

２.特別損失

競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積もり計上しております。

Ⅳ　連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（千株）	当連結会計年度増加株式数（千株）	当連結会計年度減少株式数（千株）	当連結会計年度末株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	327,560	―	―	327,560
合計	327,560	―	―	327,560
自己株式				
普通株式	1,019	34	21	1,033
合計	1,019	34	21	1,033

（注）１．自己株式の普通株式の増加株式数34千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
　　　２．自己株式の普通株式の減少株式数21千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

２．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年６月27日定時株主総会	普通株式	3,918	12	平成26年３月31日	平成26年６月30日
平成26年10月30日取締役会	普通株式	4,245	13	平成26年９月30日	平成26年12月５日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年６月26日定時株主総会	普通株式	4,897	利益剰余金	15	平成27年３月31日	平成27年６月29日

３．新株予約権の目的となる株式の数

当連結会計年度末の新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式　628,000（194,000）株

（注）「新株予約権の目的となる株式の数」の（ ）内の数字は内数で、当連結会計年度末日において権利行使の条件を満たしているため、権利行使ができる新株予約権の目的となる株式の数であります。

Ⅴ　金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

　当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。

　受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、客先の特性に合わせ各事業ごとに与信管理を行っております。また有価証券及び投資有価証券は主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

　借入金は、主に設備資金に係る資金調達であります。金利は、全て固定化しておりますが、一部をデリバティブ取引を利用して変動金利に置き換えております。デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

　平成27年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（※１）	時価（※１）	差額
（1）現金及び預金	69,958	69,958	－
（2）受取手形及び売掛金	88,979	88,957	△21
（3）有価証券及び投資有価証券（※２）	174,518	176,379	1,861
（4）支払手形及び買掛金	(36,057)	(36,056)	1
（5）短期借入金	(4,320)	(4,320)	－
（6）未払金	(13,718)	(13,718)	－
（7）未払法人税等	(3,480)	(3,480)	－
（8）長期借入金（※３）	(151,883)	(157,175)	△5,291
（9）デリバティブ取引（※４）	156	156	－

（※１）負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
（※２）投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。
（※３）１年内返済予定の長期借入金を含めております。
（※４）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）　現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）　受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、主に当該帳簿価額によっております。一部の売掛金の時価は、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

（3）　有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、主として取引所の価格によっております。一部の有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）　支払手形及び買掛金、(5)短期借入金、(6)未払金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（8）　長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

（9）　デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、先物為替予約取引、金利スワップ取引のいずれも金融機関が算出する時価によっております。なお、連結子会社の売掛金の一部については為替予約を行っておりますが、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされる売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

２．非上場株式（連結貸借対照表計上額2,442百万円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ　１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	1,200円68銭
２．１株当たり当期純利益	127円11銭

Ⅶ　企業結合に関する注記

取得による企業結合

1．企業結合の概要

（1）被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	日鉄住金エレクトロデバイス株式会社
事業の内容	半導体用セラミックパッケージ、 セラミック製電子部品の製造・販売

（2）企業結合を行った主な理由

　日鉄住金エレクトロデバイス株式会社が長年培ってきた製造ノウハウや多品種・低コスト量産技術に、当社の材料技術や高精度プロセス技術を付加することで、両社の保有技術のシナジーを創出し、当社のエレクトロニクス事業のさらなる成長を図ることができると判断し、子会社化を決定いたしました。

（3）企業結合日

平成27年１月５日

（4）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

（5）結合後企業の名称

ＮＧＫエレクトロデバイス株式会社

（6）取得した議決権比率

100％

（7）取得企業を決定するに至った根拠

　当社が現金を対価として、日鉄住金エレクトロデバイス株式会社の発行済株式の100％を取得したためであります。

2．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

　平成27年１月１日をみなし取得日としているため、平成27年１月１日から平成27年３月31日までの業績を含めております。

3．被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	11,500	百万円
取得に直接要した費用	92	〃
取得原価	11,592	百万円

4．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
のれん及び負ののれんは発生しておりません。

5．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	13,845	百万円
固定資産	10,785	〃
資産合計	24,630	百万円
流動負債	10,842	百万円
固定負債	2,015	〃
負債合計	12,857	百万円

6．企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

売上高	22,860	百万円

(概算額の算定方法)
　企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高と、取得企業の連結損益計算書における売上高との差額を、影響の概算額としております。また、各段階損益に与える影響は軽微なため記載を省略しております。
なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

貸借対照表 (平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**240,626**	**流動負債**	**110,267**
現金及び預金	22,518	買掛金	29,505
受取手形	639	短期借入金	30,933
売掛金	47,528	1年内返済予定の長期借入金	6,000
有価証券	98,104	未払金	7,553
商品及び製品	28,473	未払費用	7,372
仕掛品	1,216	未払法人税等	1,031
未成工事支出金	340	前受金	8,825
原材料及び貯蔵品	15,829	預り金	689
繰延税金資産	9,097	ＮＡＳ電池安全対策引当金	7,342
短期貸付金	4,055	競争法関連損失引当金	9,300
未収入金	8,980	その他	1,714
未収消費税等	2,991	**固定負債**	**143,003**
その他	925	長期借入金	120,231
貸倒引当金	△75	繰延税金負債	13,373
固定資産	**249,127**	退職給付引当金	8,227
有形固定資産	**71,679**	製品保証引当金	650
建物及び構築物	26,385	その他	520
機械及び装置	20,559	**負債合計**	**253,271**
車両運搬具	112	純資産の部	
工具、器具及び備品	2,731	**株主資本**	**209,523**
土地	15,693	**資本金**	**69,849**
建設仮勘定	6,196	**資本剰余金**	**72,080**
無形固定資産	**1,502**	資本準備金	70,135
ソフトウエア	1,427	その他資本剰余金	1,945
その他	74	**利益剰余金**	**68,997**
投資その他の資産	**175,945**	その他利益剰余金	68,997
投資有価証券	60,376	固定資産圧縮積立金	2,289
関係会社株式	71,293	繰越利益剰余金	66,707
関係会社出資金	22,194	**自己株式**	**△1,403**
長期貸付金	5,801	**評価・換算差額等**	**26,071**
前払年金費用	14,588	**その他有価証券評価差額金**	**26,064**
破産更生債権等	6,461	**繰延ヘッジ損益**	**7**
その他	1,380	**新株予約権**	**886**
投資損失引当金	△573		
貸倒引当金	△5,577	**純資産合計**	**236,482**
資産合計	**489,753**	**負債・純資産合計**	**489,753**

(注) 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**208,489**
売上原価		**148,473**
売上総利益		**60,016**
販売費及び一般管理費		35,135
営業利益		**24,881**
営業外収益		
受取利息	431	
受取配当金	9,838	
受取手数料	2,863	
その他	1,469	**14,602**
営業外費用		
支払利息	1,877	
客先補償損失	1,250	
その他	188	**3,316**
経常利益		**36,168**
特別利益		
固定資産売却益	789	
投資有価証券売却益	727	**1,517**
特別損失		
固定資産処分損	141	
減損損失	117	
投資損失引当金繰入額	573	
関係会社株式評価損	171	
競争法関連損失引当金繰入額	9,300	**10,305**
税引前当期純利益		**27,379**
法人税、住民税及び事業税	2,029	
法人税等調整額	8,000	**10,030**
当期純利益		**17,349**

（注） 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （自 平成26年４月１日 至 平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
		資本剰余金			利益剰余金					
					その他利益剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	69,849	70,135	1,937	72,073	2,140	54,059	56,199	56,199	△1,347	196,775
会計方針の変更による累積的影響額						3,611	3,611	3,611		3,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	69,849	70,135	1,937	72,073	2,140	57,670	59,811	59,811	△1,347	200,386
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の積立					299	△299		−		−
固定資産圧縮積立金の取崩					△149	149		−		−
剰余金の配当						△8,163	△8,163	△8,163		△8,163
当期純利益						17,349	17,349	17,349		17,349
自己株式の取得									△84	△84
自己株式の処分			7	7					27	35
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										−
事業年度中の変動額合計	−	−	7	7	149	9,036	9,186	9,186	△56	9,137
平成27年３月31日残高	69,849	70,135	1,945	72,080	2,289	66,707	68,997	68,997	△1,403	209,523

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成26年４月１日残高	17,275	18	17,294	778	214,848
会計方針の変更による累積的影響額					3,611
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,275	18	17,294	778	218,460
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立					−
固定資産圧縮積立金の取崩					−
剰余金の配当					△8,163
当期純利益					17,349
自己株式の取得					△84
自己株式の処分					35
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	8,788	△11	8,776	108	8,885
事業年度中の変動額合計	8,788	△11	8,776	108	18,022
平成27年３月31日残高	26,064	7	26,071	886	236,482

（注） 記載金額百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅰ　重要な会計方針

1．資産の評価基準及び評価方法

(1)　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2)　デリバティブの評価基準：時価法

(3)　たな卸資産の評価基準及び評価方法：

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1)　有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　31年～50年

機械及び装置　　６年～９年

(2)　無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）投資損失引当金

関係会社投資の価値の減少に備えるため、投資先の財政状態の実情を勘案し、評価性引当金を計上しております。

（3）ＮＡＳ電池安全対策引当金

平成23年９月に当社製造ＮＡＳ®電池において火災が発生したことを受け、ＮＡＳ電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

（4）競争法関連損失引当金

競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積もり計上しております。

（5）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率については、従業員の平均残存勤務期間に近似する年数を残存期間とする債券の利回りに基づいて決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へと変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付基準第37項に定める経過的な取扱い

に従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。
この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が4,417百万円増加、退職給付引当金が1,171百万円減少、繰延税金負債（純額）が1,978百万円増加、繰越利益剰余金が3,611百万円増加しております。なお当事業年度の損益への影響は軽微であります。

(6) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

（会計方針の変更）

従来、連結子会社への原材料の支給取引に係る収入については、製造原価及び販売運賃を相殺した純額を営業外収益の「有償支給差益」に含めて表示しておりましたが、当事業年度よりそれぞれ売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費として表示する方法に変更しております。
この変更は、当該支給取引に係る収入の金額的重要性が今後も継続的に高まることが見込まれること及び当事業年度より連結子会社への原材料の支給に係る取引方法を変更したことから、当社の経営成績をより適正に表示するために行ったものであります。
また、上記会計処理の変更により「有償支給差益」については、海外子会社設備等の調達手数料相当となることから、当事業年度より「受取手数料」に表示を変更しております。
当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当事業年度の期首の純資産への影響はありません。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

・ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

・ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	173,512百万円

2．保証債務等

（1）保証債務

関係会社の借入金	23,377百万円
従業員住宅ローン	35百万円
合計	23,413百万円

（2）保証予約債務	218百万円

（3）偶発債務

　当社は、競争状況に関して国際的な調査の対象となっており、調査が継続しております。将来発生しうる損失の、当事業年度末における見積額を「競争法関連損失引当金繰入額」として特別損失に計上いたしましたが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。当該調査に関する詳細な情報については、調査に影響を与え当社の立場を著しく不利にする可能性があり開示しておりません。

3．関係会社に対する債権及び債務

短期金銭債権	33,004百万円
長期金銭債権	5,674百万円
短期金銭債務	46,199百万円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	78,517百万円
仕入高等	75,428百万円
営業取引以外の取引高	17,846百万円

2．競争法関連損失引当金繰入額
　競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積もり計上しております。

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首（千株）	増加（千株）	減少（千株）	当事業年度末（千株）
普通株式	1,019	34	21	1,033

（注）1．自己株式の普通株式の増加株式数34千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。
　　　2．自己株式の普通株式の減少株式数21千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

Ⅴ　税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

項目		
流動繰延税金資産		
たな卸資産	6,156	
未払金、未払費用	2,558	
ＮＡＳ電池安全対策引当金	2,390	
その他	1,914	
小計	13,019	
評価性引当額	△3,625	
流動繰延税金資産合計		9,393
流動繰延税金負債		295
流動繰延税金資産の純額		9,097
固定繰延税金資産		
有形固定資産	2,445	
投資有価証券	1,186	
関係会社株式	2,599	
関係会社出資金	4,899	
貸倒引当金	1,802	
退職給付引当金	2,662	
その他	1,005	
小計	16,601	
評価性引当額	△12,045	
固定繰延税金資産合計		4,556
固定繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	10,642	
前払年金費用	4,726	
固定資産圧縮積立金	1,063	
退職給付信託解約に伴う受入有価証券	1,498	
固定繰延税金負債合計		17,930
固定繰延税金負債の純額		13,373

Ⅵ　関連当事者との取引に関する注記

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　　目	期末残高
子会社	NGK CERAMICS EUROPE S.A.（ベルギー）	所有 直接 100.0%	資金の借入、役員の兼任、生産設備等の供給	資金の借入（注）1	1,252	短期借入金	18,286
子会社	NGK(蘇州)電瓷有限公司（中国）	所有 直接 100.0%	資金の貸付、役員の兼任	資金の貸付等（注）2	△31	破産更正債権等	6,461
子会社	NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.（メキシコ）	所有 直接 95.0%	資金の貸付、役員の兼任、生産設備等の供給、債務保証	債務保証（注）3	17,574	－	－
子会社	NGK EUROPE GmbH（ドイツ）	所有 間接 100.0%	製品の販売、役員の兼任	製品の販売（注）4	20,197	売掛金	7,826
子会社	NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司（中国）	所有 直接 62.0% 所有 間接 38.0%	役員の兼任、生産設備等の供給	生産設備等の供給（注）5	6,689	未収入金	1,016
子会社	エナジーサポート株式会社（日本）	所有 直接 100.0%	資金の借入、製品の購入	資金の借入（注）6	591	短期借入金	4,972
役員	蒲野宏之	なし	当社社外取締役	独立委員会の委員長職の委託に係る対価及び費用の支払い（注）7	46	－	－
役員	田中節夫	なし	当社社外監査役	独立委員会の委員職の委託に係る対価及び費用の支払い（注）7	25	－	－

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	吉村産業株式会社（日本）	被所有 直接 0.0%	原材料の購入	粘土・硅砂の購入（注）8	12	－	－

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1．欧州各社の余剰資金を配当としてNGK CERAMICS EUROPE S.A.に集中させたうえで、当社が借り入れ、元本保証のユーロ建運用を実施しております。借入金の利率は市場金利を勘案して決定しており、取引金額には当事業年度における増減額（△は減少）を記載しております。

2．NGK（蘇州）電瓷有限公司は、平成26年3月に解散を決定しております。なお、同社に対する破産更正債権等6,461百万円に対して5,496百万円の貸倒引当金を計上しております。

3．NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.の金融機関からの借入につき、債務保証を行っております。なお、取引金額には、金融機関からの借入金残高を記載しております。

4．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

5．生産設備等の供給価格については、総原価を勘案した価格を基に決定しております。

6．当社グループはキャッシュ・マネジメント・システム（以下ＣＭＳ）を導入しており、エナジーサポート株式会社からの資金の借入はＣＭＳによるものであります。借入金の利率は市場金利を勘案して決定しており、担保の提供は行っておりません。なお、取引金額には、当事業年度における借入増減額（△は減少）を記載しております。

7．経歴、専門性等に基づき、社会的に相応な対価を勘案して決定したタイムチャージにより支払いを行っております。

8．価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し交渉の上、決定しております。

Ⅶ　１株当たり情報に関する注記

1．１株当たり純資産額　721円52銭

2．１株当たり当期純利益　53円13銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月８日

日本碍子株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　松　井　夏　樹　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山　崎　裕　司　㊞

　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本碍子株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月８日

日本碍子株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　井　夏　樹　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　崎　裕　司　㊞

　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本碍子株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１４９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１４９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、業務監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査し、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２７年5月１１日

日本碍子株式会社
監査役会

常勤監査役　水野丈行㊞
常勤監査役　福原道雄㊞
社外監査役　田中節夫㊞
社外監査役　寺東一郎㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

　当期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開ならびに収益の状況等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

　期末配当に関する事項

　（1）配当財産の種類

　　　金銭

　（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

　　　当社普通株式１株につき金15円　　総額　4,897,903,380円

　（3）剰余金の配当が効力を生ずる日

　　　平成27年６月29日（月曜日）

第２号議案　取締役12名選任の件

　取締役全員12名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

　取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	浜本英嗣（はまもと えいじ） (昭和24年７月20日生)	昭和48年３月　当社入社 平成11年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 平成17年６月　当社取締役専務執行役員 平成19年６月　当社代表取締役専務執行役員 平成23年４月　当社代表取締役副社長 平成26年６月　当社代表取締役会長（現任）	15,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	大(おお)島(しま)卓(たく) (昭和31年７月14日生)	昭和55年３月　当社入社 平成19年６月　当社執行役員 平成23年６月　当社常務執行役員 平成26年６月　当社代表取締役社長（現任）	6,000株
3	武(たけ)内(うち)幸(ゆき)久(ひさ) (昭和30年12月７日生)	昭和53年３月　当社入社 平成16年６月　当社取締役 平成17年６月　当社執行役員 平成20年６月　当社常務執行役員 平成23年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役専務執行役員（現任） （担当） 研究開発本部長、開発委員長	10,000株
4	坂(さか)部(べ)進(すすむ) (昭和33年８月15日生)	昭和56年３月　当社入社 平成19年６月　当社執行役員 平成22年６月　当社取締役執行役員 平成23年６月　当社取締役常務執行役員（現任） （担当） 財務部・資材部所管 （重要な兼職の状況） メタウォーター株式会社社外取締役	9,000株
5	蟹(かに)江(え)浩(ひろ)嗣(し) (昭和32年７月９日生)	昭和56年３月　当社入社 平成22年６月　当社執行役員 平成24年６月　当社常務執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員（現任） （担当） セラミックス事業本部長、名古屋事業所長 （重要な兼職の状況） NGK CERAMICS EUROPE S.A.取締役会長、 NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司董事長	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	岩崎良平（いわさき りょうへい） (昭和35年１月30日生)	昭和57年３月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成24年６月　当社取締役常務執行役員（現任） （担当） エレクトロニクス事業本部長 （重要な兼職の状況） NGKエレクトロデバイス株式会社代表取締役会長	10,000株
7	齋藤英明（さいとう ひであき） (昭和32年８月６日生)	昭和57年３月　当社入社 平成20年６月　当社執行役員 平成21年６月　当社取締役執行役員 平成24年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役常務執行役員（現任） （担当） 電力事業本部長	5,000株
8	新任 石川修平（いしかわ しゅうへい） (昭和34年12月10日生)	昭和59年３月　当社入社 平成22年４月　当社エレクトロニクス事業本部金属事業部長 平成22年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社常務執行役員（現任） （担当） エレクトロニクス事業本部副本部長、同本部金属事業部長、知多事業所長	6,000株
9	佐治信光（さじ のぶみつ） (昭和33年７月３日生)	昭和59年３月　当社入社 平成25年６月　当社執行役員 平成26年６月　当社取締役執行役員（現任） （担当） 業務監査部・CSR推進室・法務部所管、法務部長、CSR委員長、内部統制委員長	905株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
10	新任 丹羽智明（にわ ちあき） (昭和35年2月16日生)	昭和59年３月　当社入社 平成18年４月　当社セラミックス事業本部 　　　　　　　産業プロセス事業部技術部長 平成25年６月　当社執行役員（現任） （担当） 製造技術本部施設統括部長	3,000株
11	蒲野宏之（かまの ひろゆき） (昭和20年7月21日生)	昭和46年４月　外務省入省 昭和54年４月　最高裁判所司法研修所 昭和56年４月　弁護士登録 昭和63年10月　蒲野綜合法律事務所 　　　　　　　代表弁護士（現任） 平成19年６月　株式会社小松製作所 　　　　　　　社外監査役（現任） 平成19年７月　住友生命保険相互会社 　　　　　　　社外取締役（現任） 平成21年４月　東京弁護士会副会長 平成23年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 蒲野綜合法律事務所代表弁護士	0株
12	中村利雄（なかむら としお） (昭和21年7月22日生)	昭和45年４月　通商産業省入省 平成10年６月　大臣官房総務審議官 平成11年９月　貿易局長 平成12年６月　中小企業庁長官 平成19年11月　日本商工会議所・ 　　　　　　　東京商工会議所専務理事（現任） 平成21年10月　株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構） 　　　　　　　社外取締役（現任） 平成23年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 日本商工会議所専務理事 東京商工会議所専務理事 株式会社地域経済活性化支援機構社外取締役	0株

（注）1．当社は過去２年間に、蒲野宏之氏に対し、独立委員会の委員長職を委託し、その対価および費用を支払っており、今後も支払う予定です。その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．社外取締役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 蒲野宏之氏および中村利雄氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号の社外取締役候補者です。当社は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対して、中村利雄氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(2) 社外取締役候補者とした理由

①蒲野宏之氏は、長年弁護士として法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務める等、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、現に当社の社外取締役として当社の経営全般に対して提言をいただく等、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たされていることから、社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

②中村利雄氏は、通商産業省貿易局長や中小企業庁長官を歴任し、現在も日本商工会議所の専務理事を務める等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めてきております。その経歴を通じて培った見識と豊富な経験を活かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たされていることから、社外取締役候補者としました。

なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(3) 蒲野宏之氏および中村利雄氏は、現に当社の社外取締役であり、両氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は現在、蒲野宏之氏および中村利雄氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会終結の時をもって監査役３名が任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	水野丈行（みずの たけゆき） (昭和27年11月８日生)	昭和51年３月　当社入社 平成13年６月　当社取締役 平成17年６月　当社執行役員 平成18年６月　当社取締役常務執行役員 平成22年６月　当社取締役専務執行役員 平成26年６月　当社常勤監査役（現任）	12,524株
2	新任 杉山謙（すぎやま けん） (昭和31年９月29日生)	昭和55年３月　当社入社 平成14年７月　当社財務部長 平成19年４月　当社業務監査部長（現任）	2,544株
3	田中節夫（たなか せつお） (昭和18年４月29日生)	昭和41年４月　警察庁採用 平成３年８月　宮城県警察本部長 平成５年８月　警察庁交通局長 平成12年１月　警察庁長官 平成14年９月　第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）嘱託 平成15年６月　社団法人日本自動車連盟（現一般社団法人日本自動車連盟）副会長 平成18年６月　同法人会長 平成19年６月　当社監査役（現任） 平成24年６月　コナミ株式会社社外監査役（現任） 平成25年６月　一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事・会長（現任） （重要な兼職の状況） コナミ株式会社社外監査役 一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事・会長	0株

（注）１．当社は過去２年間に、田中節夫氏に対し、独立委員会の委員職を委託し、その対価および費用を支払っており、今後も支払う予定です。その他の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。

(1) 田中節夫氏は、会社法施行規則第２条第３項第８号の社外監査役候補者です。

(2) 社外監査役候補者とした理由
田中節夫氏は、警察庁長官を務める等、警察行政、公安活動における豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、現に当社の社外監査役として当社の経営全般に対して提言をいただく等、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のため適切な役割を果たされていることから、社外監査役候補者といたしました。
なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

(3) 田中節夫氏は、現に当社の監査役であり、同氏の当社監査役就任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

(4) 責任限定契約の内容の概要
当社は現在、田中節夫氏との間で、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする旨の責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　名古屋市熱田区六野一丁目３番16号　当社本館１階ホール
電話（052）872-7176　　フリーダイヤル 0120-00-3047（通話料無料）

至 鶴舞
アスナル金山
金山
大津通
JR中央本線
金山橋
至 19号線
東邦ガス
日本ガイシ本館
JAF
高辻
空港線
八熊通
立石橋
沢上
イオンモール熱田
市バス「熱田プール」停
市バス「雁道」停
雁道
高蔵
中京倉庫
熱田プール
名古屋市体育館
日本郵便名古屋神宮郵便局
高蔵橋
市バス「雁道」停
ファインセラミックスセンター
神宮東公園
堀田通5
神宮東中日ハウジングセンター
熱田
熱田税務署
牛巻
N
名鉄
JR
徒歩ルート
熱田神宮
JR東海道本線
神宮前
名鉄本線
新堀川

名鉄 神宮前駅（東口）から	●タクシーで約５分 ●徒歩で約20分	●バスで約10分（市バス「名鉄神宮前」停から） ①8:58発　名駅18「名古屋駅」行⇒市バス「雁道」停下車
JR・名鉄・地下鉄 金山駅（北口）から	●タクシーで約５分 ●徒歩で約30分	●バスで約10～15分（市バス「金山」停から） ①【８番のりば】8:45発、9:22発 金山15「瑞穂運動場東」行⇒市バス「熱田プール」停下車 ②【４番のりば】9:10発　金山18「要町」行⇒市バス「雁道」停下車
JR・地下鉄 鶴舞駅から	●タクシーで約10分	●バスで約20分（市バス「鶴舞公園前」停から） ①【３番のりば】9:08発、9:13発、9:19発、9:25発 基幹１「鳴尾車庫」行⇒市バス「雁道」停下車 ②【３番のりば】9:12発　名駅18「名鉄神宮前」行⇒市バス「雁道」停下車
JR 熱田駅から	●徒歩で約20分	

※ 駐車場の収容台数に限りがございますので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。